

令和 8 年度佐賀県福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業

業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度佐賀県福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業業務委託

2 目的

福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という）については、当該加算を障害福祉サービス事業所（以下、「事業所等」という）が取得することにより、障害福祉職員の更なる賃金向上や事業所等における安定的な人材確保に繋がる等の効果が期待されることから、県内のより多くの事業所等が当該加算を取得できるよう、必要な支援を行っていくことが必要である。

本事業は、処遇改善加算を未取得の事業所等に対して社会保険労務士等の専門家を派遣し、当該加算の意義やメリットを経営者等に丁寧に説明し、加算取得を促進するとともに、加算取得に必要な就業規則や給与規程の整備に関する具体的手順や内容に関する助言等の支援を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 12 日まで

4 委託業務内容

相談員派遣業務

- ・ 県内の処遇改善加算を未取得の障害福祉サービス事業所等（令和 8 年 6 月 1 日時点：346 件）のうち、相談員派遣の希望があった事業所を対象に相談員 1 名程度を派遣する。
- ・ 処遇改善加算を取得する意義やメリットを十分伝達した上で、当該加算取得に必要な支援を行う。

①就業規則及び給与規程の整備の具体的手順や規程の内容に係る助言

②月額賃金改善要件及びキャリアパス要件を満たすための助言

③職場環境等要件を満たすための助言

④見える化要件を満たすための助言

⑤賃金改善に関する助言

⑥処遇改善計画書の作成支援

- ・ 派遣先の事業所に対して相談員を派遣する前後にアンケートを行うこと。
 - ①派遣先事業所の相談目的（取得を目指す加算）
 - ②相談後に1の目的に対し、加算取得の意志の確認
- ・ 派遣先の事業所については、受託先で申込受付及び選定を行うが、疑義がある場合は都度、県と協議すること。
- ・ 回数は合計65回程度とし、時間は1回当たり1時間半程度行うものとする。

5 実績報告の提出

受託者は、派遣した相談員、派遣日時、派遣先事業所名、相談内容及び説明内容等を記録すること。

受託者は、業務が完了したときは、速やかに上記内容及び4委託業務内容のアンケート結果を含む「業務完了報告書」を作成し、県に提出するものとする。

なお、委託期間中においても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、随時報告を求めることができる。

6 委託料の支払い

委託料の支払いは、実績報告が完了した後の完了払いとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分に連携を図ること。
- (2) 受託者は、業務委託契約書及び本仕様書並びに県の指示に従い、委託事業を実施すること。
- (3) 個人情報の適正な管理に努め、契約締結後速やかに、個人情報の管理体制等について、書面により県に報告することとし、個人情報の管理体制等に変更があった場合は、書面により県に報告すること。